

部局名	健康福祉部	所属名	長寿支援課 地域包括支援センター	所属長名	小出 厚子	電 話	483-1151 内線2285
-----	-------	-----	------------------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	9126		事務事業名称	介護予防施策事業					短縮コード	経常	9126	臨時		
予算区分	会計	35	介護保険事業特別会計		款	04	地域支援事業費	項	02	介護予防事業費		目	02	介護予防事業費
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		介護保険法第115条の45第1項第1号 介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平18厚労告316） 地域支援事業実施要綱							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）														
平成18年4月より、特定高齢者に対する介護予防事業の実施が義務づけられたため、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的とした通所型介護予防事業を開始した。 これまで基本健診の一環で行われてきた「生活機能評価」については、平成20年度より医療制度改革により老人保健事業が廃止されることから、介護保険特別会計を財源に本事業において実施していくこととなった。 平成22年8月に、地域支援事業要綱の一部改正があった。														
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系	6本の柱（章）	01	第1章健康福祉都市をめざして						
国は当初、事業対象となる「特定高齢者」を平成20年度までに高齢者人口の5％と見込んでいたが、全国的に大幅に見込数を下回り、国はこれを受けて、平成19年4月より「介護予防特定高齢者」の選定基準を変更した。 平成18年度及び平成19年度において、老人保健法に基づく基本健康診査の一環として行っていた「生活機能評価」について、医療制度改革に伴い老人保健事業が廃止されるため、平成20年度からは、介護保険第1号被保険者を対象とし、介護保険特別会計を財源に本事業において実施。 平成22年8月の地域支援事業の一部改正に伴い、生活機能評価としての、医師の診察が必須でなくなり、基本チェックリストのみで対象者を選定できるようになった。名称も「特定高齢者」を「二次予防事業の対象者」、「介護予防事業」を「二次予防事業」と変更された。本市では平成23年度に関して、医療機関での検査の一部を見直し、平成22年度と同様に医師の診察をもとに、身体状態を含め安全に二次予防事業への参加ができるよう、実施している。						大項目（節）	03	第3節社会保険						
						中 項 目	02	2. 介護保険						
						小 項 目	01	(1)保険サービスの充実						
						細 項 目	01	①実施体制の整備						
					実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	八千代市介護保険第1号被保険者（要介護・要支援認定者を除く）を対象に、生活機能評価を実施し、生活機能の低下が疑われる者を抽出する二次予防事業対象者把握事業（特定高齢者把握事業）と二次予防事業対象者（特定高齢者）が参加する通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成23年度に実際に行ったこと： ①生活機能が低下し、要介護状態等になるおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防への効果的な取り組みにつなげることを目的とし、要支援・要介護者を除く第1号被保険者を対象に基本チェックリスト及び検査等を実施。②検査及び医師の診察を受け、事業参加可能と診断された者（二次予防事業対象者）に対し、有酸素運動、簡易な器具等を用い運動等を実施する「運動器の機能向上プログラム」及び、口腔機能の維持や口腔清掃等の指導を実施する「口腔機能向上プログラム」（健康づくり課と共同実施）、前記内容に栄養改善（栄養指導等）を加えた「総合介護予防プログラム」を市内通所介護事業所等に委託し実施。						
	※平成24年度に計画していること： ①については、平成23年度と同様。 ②については、平成23年度に加え、通所による「複合介護予防プログラム」を市内通所介護事業所等に委託し実施する予定。（口腔機能向上及び栄養改善を加えたプログラム） また、該当項目により、訪問による「訪問型介護予防事業」を包括的支援事業の受託者の社会福祉法人に委託し実施する予定。						
意図 （何を狙っているのか）	二次予防事業対象者（特定高齢者）が、要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として、二次予防事業（介護予防事業）に参加すること。						
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外						
区 分			単位	2 2 年度	2 3 年度		2 4 年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	通所型介護予防事業所数	箇所	12	12	13	14
	指標 2	二次予防事業対象者数	人	1,476	1,958	1,531	1,780
	指標 3	訪問型介護予防事業所数	箇所				6
活動指標	指標 1	介護予防事業従事時間	時間	2,505	2,620	2,614	2,792
	指標 2						
	指標 3						
成果指標	指標 1	介護予防事業参加者数	人	242	325	289	379
	指標 2						
	指標 3						
上位成果指標	指標 1						
	指標 2						
	指標 3						

コード	9126	事務事業名称	介護予防施策事業				所属名	長寿支援課 地域包括支援センター	
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。				☐ 改革・改善して継続			法令等に定められた基準に則り、二次予防事業対象者把握事業及び通所型介護予防事業等を実施していく。	
					☐ 手法プロセスの改革・改善				
					☐ 事業規模の拡大・縮小				
					☐ 統合・役割見直し				
	☐ その他								
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☒ 現状のまま継続									
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			高齢者人口の増加に伴い、二次予防事業対象者把握事業（生活機能評価）の受診者及び介護予防事業の利用者の増加を見込んだ委託料の増加。		
				削 減	不 変	増 加			
		成 果	向 上	☐	☐	☐			
			不 変	☐	☐	☒			
			低 下	☐	☐	☐			

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
生活機能評価で使われている「基本チェックリスト」の質問項目が、高齢者には答えにくい内容ではないか。 「介護予防」の概念が高齢者には理解されていないのではないか。									

所属長コメント	法定事務であるため継続して実施してまいります。 法の一部改正に即時対応しながら、国の基準等に則り、適切に事業を実施していく。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり、現状のまま継続とする。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
	☐ その他								
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☒ 現状のまま継続									